

子ども・子育て支援に関する各種事業の考え方と方向性について

- ・ 市町村は子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、以下の事業を実施する。
 (子ども・子育て支援法第 59 条)

事業名称	事業概要	町の考え方・方向性
① 利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業	子育て支援センターの職員が個々のニーズに応じて左記事業内容のコーディネーションを行うこととし、平成 27 年 4 月から事業を実施する。
② 地域子育て支援拠点事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	現在、当該事業に取り組んでいるため、継続して事業を実施する。
③ 妊婦健康診査	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	現在、当該事業に取り組んでいるため、継続して事業を実施する。
④ 乳児家庭全戸訪問事業	生後 4 ヶ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	現在、当該事業に取り組んでいるため、継続して事業を実施する。
⑤ 養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業	現在、当該事業に取り組んでいるため、継続して事業を実施する。
⑥ 子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	ニーズ調査の結果等を踏まえて、平成 27 年 4 月から事業を実施する。
⑦ ファミリー・サポート・センター事業	乳幼児や小学生等の児童を有する子育ての中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する	ニーズ調査の結果等を踏まえて、平成 27 年度を会員の募集等に要する準備期間とし、平成 28 年度か

業	者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	らの事業開始を目指す。
⑧ 一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	子育て支援センターで実施している一時預かり事業に加えて、認定こども園、幼稚園、保育所等での事業実施を検討する。
⑨ 延長保育事業	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業	短時間保育の時間設定を工夫しながら、利用者負担は現行保育料を見据えて過度な負担とならないよう事業を実施する。
⑩ 病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	病後児保育事業は青葉保育所で実施しており、継続して事業を実施する。なお、病児保育事業は、医師や看護師の人員確保が困難であることから、当分の間、事業の実施は見送ることとする。
⑪ 放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	現在実施している事業に加えて、小学校 6 年生までの受け入れに対応するため、学校の余裕教室や教員住宅等の活用を関係機関と協議した上で、平成 27 年 4 月から事業開始を目指す。
⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業	今後、国から示される事業内容等を注視しながら、事業の実施を検討する。
⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業	住民ニーズに沿った多様なサービスを提供するため、新規事業者の参入促進、多様な事業者の能力の活用について、新制度の普及・啓蒙事業を実施する。

◇放課後児童健全育成事業(低学年)

就労等により昼間保護者が家庭にいない小学校低学年の児童に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊びや生活の場を提供する事業。

【算出方法】:低学年のときに、放課後を学童保育所で過ごさせたいと回答した者の割合を基に算出。

		1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	4年目(H30)	5年目(H31)
①量の見込み	就学前児童アンケート調査	291人	280人	267人	256人	245人
	小3アンケート調査	222人	213人	203人	196人	188人
②確保の内容		282人	276人	276人	276人	276人
②-①	就学前児童アンケート調査	▲9人	▲4人	9人	20人	31人
	小3アンケート調査	60人	63人	73人	80人	88人

◇放課後児童健全育成事業(高学年)

就労等により昼間保護者が家庭にいない小学生高学年の児童に対し、放課後や長期休暇中、適切な遊びや生活の場を提供する事業。

【算出方法】:高学年のときに、放課後を学童保育所で過ごさせたいと回答した者の割合を基に算出。

		1年目(H27)	2年目(H28)	3年目(H29)	4年目(H30)	5年目(H31)
①量の見込み	就学前児童アンケート調査	140人	135人	128人	124人	117人
	小3アンケート調査	90人	87人	83人	80人	76人
②確保の内容		22人	29人	29人	29人	29人
②-①	就学前児童アンケート調査	▲118人	▲106人	▲99人	▲95人	▲88人
	小3アンケート調査	▲68人	▲58人	▲54人	▲51人	▲47人

